

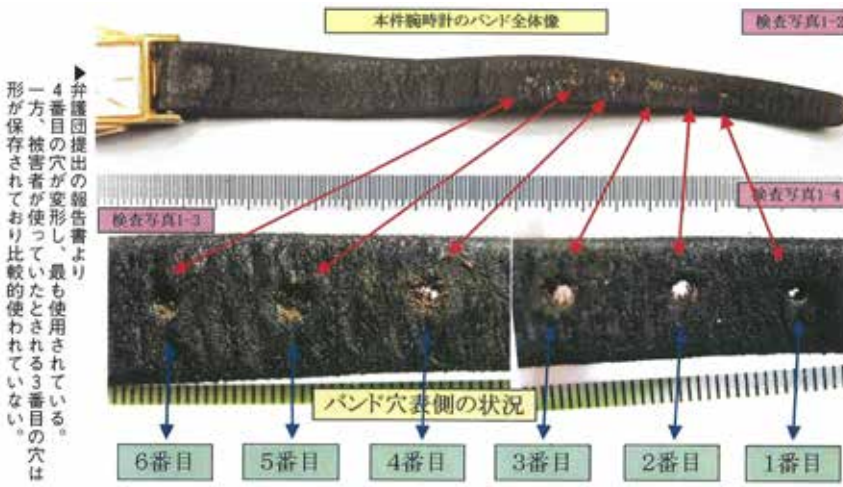
# 証拠の時計は被害者のものではない

## 時計もねつ造証拠だ

### 〈時計修理士鑑定〉

判決では自白通り被害者の腕時計が発見されたとして有罪の証拠としています。被害者の姉はバンドの先から4番目の穴を使い、妹は腕の太さが自分より1センチ大きいので3番目の穴を使っ

狭山弁護士が提出した時計修理士の鑑定書では発見された時計のバンド



弁護団提出の報告書より  
4番目の穴が変形し、最も使用されている。一方、被害者が使っていたとされる3番目の穴は形が保存されており比較的使われていない。

の穴の内、最も使われているのはバンドの先から4番目、次に使われている穴がバンドの先から5番目の穴だと指摘しています。姉より腕が太いという被害者が5番目の穴を使う

ことはあり得ません。発見された時計は被害者のものではないことが証明されました。

また、腕時計についての石川さんの自白後、6月29日、30日に警察が捜索を行っていま

## 鞆は自白通りに発見されていない

### 〈流王報告書〉

狭山弁護士が2017年に東京高裁に提出した流王報告書では、土地家屋調査士として現地の測量や地形調査を行ない、石川さんの自白で鞆を捨てたという地点と実際にカバンが発見された地点を証拠開示された⑤の航空写真の上で特定しました。石川さんの自白で鞆を捨てた場所は「山と畑の低いところ」となっていますが鞆が実際に発見された場所は、石川さ

すが発見されませんでした。ところが、7月2日に散歩中の老人が道端の茶垣で腕時計を発見したとされています。発見された場所は、石川さんが自白で捨てたという場所からわ

別の場所で、大きく食い違っています。証拠開示された④の取り調べの録音テープでも石川さんが鞆や教科書が捨てられていた状況を説明できず、全く無知であったことも明らかになっています。自白通りに鞆が発見されたという判決は間違っています。

証拠開示された6月21日の取調べテープのやりとり(浜田鑑定より)

警察官2：……あれは、鞆に、入れ、入れたままか、それとも中身を出してか？

石川さん：ううーん、鞆に入れたまま\*\*\*

関 巡 査：……(中略)…よく聞いてみたら、そしたら、あれ、本や何かあったんだ\*\*\*

石川さん：あったの？

関：うん。

石川さん：それじゃあ知らねえよ。

警察官2：いやいや、知らねえけどさ。それで、鞆があんだからさ。

鞆\*\*\*

石川さん：鞆はねえの？

警察官2：鞆、抜いた\*\*\*

石川さん：鞆はねえの？

関：うん。

警察官2：鞆、出して埋めたのか、鞆だけは別に埋めたのか？

石川さん：鞆は、すぐそばにありますよ、そいじゃあ。

石川さんは取り調べ時に、鞆と教科書の捨てられた状況を知らなかった



計の発見場所はすでに捜索されていたことが明らかになりました。証拠とされた腕時計は被害者のものではないことは明白であり、警察の証拠ねつ造です。